

する政令（平成二十年五月二日
政令 第七十号）

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第十五号）の施行に伴い、並びに犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令

第一条の見出し中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、同条中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（）」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」に、「第二条第三項」を「第二条第五項」に、「期間内に三日以上病院」を「給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上病院」に、「同項に規定する期間」を「給付期間」に改める。

第十三条を第十七条とする。

第十二条第一号中「第三項及び第四項」を「第五項及び第六項」に、「第四条から第十条まで」を「第五条から第十三条まで」に改め、同条第二号中「及び第六条から第十条まで」を「から第四項まで及び第七條から第十三条まで」に、「法第九条第二項に規定する期間」を「給付期間」に改め、同条第三号中「第九条第五項及び第四条」を「第九条第七項及び第十四条」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改め、同条第一号中「千三百四十」を「二千百六十（犯罪被害者が当該障害により常時介護を要する状態にある場合にあつては、二千八百八十）」に改め、同条第二号中「千百九十」を「千八百六十五（犯罪被害者が当該障害により随時介護を要する状態にある場合にあつては、二千百六十）」に改め、同条第三号中「千五十」を「千六百」に改め、同条を第十五条とする。

第十条第一項本文中「被害者」を「犯罪被害者」に、「第八条」を「第九条」に、「同項に規定する期間」及び「法第九条第二項に規定する期間」を「給付期間」に改め、同項ただし書中「法第九条第二項に規定する期間」を「給付期間」に改め、同条第二項中「法第九条第二項に規定する期間」を「給付期間」に、「第八条」を「第九条」に、「第七条」を「第八条」に、「被害者」を「犯罪被害者」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(休業加算基礎額)

第十二条 法第九条第三項に規定する休業加算基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の四十八を乗じて得た額とする。ただし、その額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第三に定める最高額を超え、又は最低額に満たないときは、それぞれ、その最高額又は最低額を休業加算基礎額とする。

(法第九条第四項の政令で定める額)

第十三条 法第九条第四項の政令で定める額は、百二十万円とする。

(障害給付基礎額)

第十四条 法第九条第七項に規定する障害給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の八十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を障害給付基礎額とする。

一 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第一級から第三級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又は口のいずれかに該当するとき 当該イ又は口に定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 七千六百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第四に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

第九条中「被害者」を「犯罪被害者」に改め、同条第一号中「法第九条第二項に規定する期間」及び「当該期間」を「給付期間」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条中「同項に規定する期間」を「給付期間」に、「被害者」を「犯罪被害者」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を削る。

第四条の見出しを「(遺族給付基礎額)」に改め、同条中「(同条第五項において引用する場合を含む

)」を削り、「給付基礎額は、被害者」を「遺族給付基礎額は、犯罪被害者」に改め、「の額とする」の下に「。第十二条及び第十四条第一項において同じ」を加え、「、遺族給付金の場合にあつては」及び「、障害給付金の場合にあつては百分の八十をそれぞれ」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を遺族給付基礎額とする。

一 次条第一項第一号に掲げる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 六千六百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第一に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

二 次条第一項第二号に掲げる場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(遺族給付金に係る倍数)

第六条 法第九条第一項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定めるものとする。

一 遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合 次のイからニまでに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該イからニまでに定める倍数

イ 一人 千五百三十(当該生計維持関係遺族が次条第一号に掲げる者(犯罪行為が行われた当時、五十五歳以上であり、又は国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。))である場合にあつては、千七百五十)

ロ 二人 二千十

ハ 三人 二千二百三十

ニ 四人以上 二千四百五十

二 前号に掲げる場合以外の場合 千

2 前項第一号の「生計維持関係遺族」とは、犯罪行為が行われた当時、犯罪被害者の収入によつて生計を維持しており、かつ、次の各号のいずれかに該当していた遺族をいう。

一 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 六十歳以上の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第五号において同じ。）
父母又は祖父母

三 十八歳未満の子又は孫

四 十八歳未満又は六十歳以上の兄弟姉妹

五 前三号に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、国家公安委員会規則で定める障害の状態にあるもの
第三条を第四条とする。

第二条中「被害者又は」を「犯罪被害者又はその」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二の見出し及び同条第一項中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改め、同条第三項中「被害者」を「犯罪被害者」に改め、同条を第二条とする。

別表を削り、附則の次に別表として次の五表を加える。

別表第一（第五条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	六、六〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	七、〇〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	七、六〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	七、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	八、〇〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	八、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	七、六〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	五、七〇〇円

別表第二（第五条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	四、六〇〇円	三、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	五、六〇〇円	三、六〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	四、五〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	五、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	五、三〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	四、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	四、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	四、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	三、六〇〇円
六十歳以上	八、〇〇〇円	三、三〇〇円

別表第三（第十二条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	三、二〇〇円	一、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	三、八〇〇円	一、五〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、七〇〇円	三、一〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	五、九〇〇円	三、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、八〇〇円	三、七〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、四〇〇円	三、二〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	七、九〇〇円	二、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	八、三〇〇円	二、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	七、九〇〇円	二、五〇〇円
六十歳以上	五、五〇〇円	二、三〇〇円

別表第四（第十四条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	七、六〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	九、八〇〇円	七、九〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一、四〇〇円	八、八〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一、三〇〇円	八、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一、三、二〇〇円	九、一〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一、三、八〇〇円	九、四〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一、三、二〇〇円	八、七〇〇円
六十歳以上	九、二〇〇円	六、六〇〇円

別表第五（第十四条関係）

犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
二十歳未満	五、三〇〇円	三、六〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	六、四〇〇円	四、二〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	五、二〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	九、八〇〇円	六、〇〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一、四〇〇円	六、二〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一、三〇〇円	五、三〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一、三、二〇〇円	四、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一、三、八〇〇円	四、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一、三、二〇〇円	四、二〇〇円
六十歳以上	九、二〇〇円	三、九〇〇円

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条の三第一項第三号ム中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改め、「指定」の下に「ムにおいて「指定」という。」を、「もの」の下に「（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第十五号）附則第三条第一項の規定により指定を受けた者とみなされるものを含む。）」を加える。

（所得税法施行令の一部改正）

第三条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二百七条第一項第三号オ中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改め、「指定」の下に「オにおいて「指定」という。」を、「もの」の下に「（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第十五号）附則第三条第一項（犯罪被害者等早期援助団体に関する経過措置）の規定により指定を受けた者とみなされるものを含む。）」を加える。

（法人税法施行令の一部改正）

第四条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第三号オ中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改め、「指定」の下に「オにおいて「指定」という

。「を」、「もの」の下に「（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第十五号）附則第三条第一項（犯罪被害者等早期援助団体に関する経過措置）の規定により指定を受けた者とみなされるものを含む。）」を加える。

（公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二十六号中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改める。

（警察庁組織令の一部改正）

第六条 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第九号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に、「の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策」を「又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」に改める。

第十五条中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十四号とし、第七号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の四号を加える。

七 酩酊者、めいてい 家出人、迷い子その他^{めいてい} 他^{めいてい} 他^{めいてい} 急^{めいてい} 急^{めいてい} の救護を要する者の保護に關すること。

八 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に關する法律（昭和三十六年法律第百三三號）の施行に關すること。

九 ストーカー行為等の規制等に關する法律（平成十二年法律第八十一號）の施行に關すること。

十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に關する法律（平成十三年法律第三十一號）の施行に關すること。
第十六条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に關する法律施行令第五条、第六条、第十四条、第十五条、別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。